

高崎市文化会館利用料金

令和元年10月1日改定
(単位：円)

令和3年4月1日改定
(単位：円)

施設利用料金

種別	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
ホール	平日	入場料 500円以下(無料を含む。)	11,000	16,400	22,000	27,400	38,400	49,400
		" 500円を超え1,000円以下	13,200	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400
		" 1,000円を超え3,000円以下	18,600	27,900	37,400	46,500	65,300	83,900
		" 3,000円を超え5,000円以下	20,800	31,300	41,800	52,100	73,100	93,900
		" 5,000円を超えるもの	27,200	40,800	54,400	68,000	95,200	122,400
	土曜日・日曜日・休日	入場料 500円以下(無料を含む。)	13,200	19,800	27,400	33,000	47,200	60,400
		" 500円を超え1,000円以下	15,900	23,500	33,000	39,400	56,500	72,400
		" 1,000円を超え3,000円以下	22,500	33,500	46,700	56,000	80,200	102,700
		" 3,000円を超え5,000円以下	25,200	37,400	52,100	62,600	89,500	114,700
		" 5,000円を超えるもの	32,400	49,200	68,000	81,600	117,200	149,600
	小ホール	3,960	5,940	8,240	9,900	14,180	18,140	
	小会議室	1,100	1,640	2,200	2,740	3,840	4,940	
	第一楽屋	660	880	1,100	1,540	1,980	2,640	
	第二楽屋	1,100	1,320	1,640	2,420	2,960	4,060	
	第三楽屋	880	1,100	1,320	1,980	2,420	3,300	
第四楽屋	660	880	1,100	1,540	1,980	2,640		
会議室	1,100	1,640	2,200	2,740	3,840	4,940		
附属設備	規則で定める額							

- 備考
- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
 - 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等名称のいかんにかかわらず、催し物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
 - 3 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的でホールを利用する場合は、「入場料1,000円を超え3,000円以下」の種別の利用料金とする。
 - 4 準備又は練習のためホールを利用する場合は、「入場料500円以下(無料を含む。)」の種別の利用料金とする。
 - 5 利用時間の延長又は繰上げによる利用料金は、1時間(30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、9時以前にあっては「午前」、22時以降にあっては「夜間」の利用時間区分に従い、当該利用料金の30パーセントの額(この額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をそれぞれ加算する。

附属設備利用料金

種別	単位	利用料金	種別	単位	利用料金
司会	台	100	フットライト	1列	370
長机	1台	60	フットスポット	1台	100
椅子	1脚	40	ストロボスコープ	一式	1,760
平箱	1枚	100	エリブソイダルスポット	1台	920
開き足	1脚	50	パーライト	1台	340
国旗・市旗	1枚	100	ミラーボール	1台	570
プログラムスタンド	1台	60	センターピンスポットライト	1台	3,300
舞台用黒板(ホワイトボード)	1台	100	ハログンピンスポットライト	1台	920
音響反射板	一式	3,680	ムービングスポット	1台	1,100
ピアノ(外国製)(調律料は含まない。)	1台	11,700	エフェクトマシナー式(マシン系1台及び先玉・ディスクを含む。)	一式	780
ピアノ(国内製)(調律料は含まない。)	1台	5,940	プロジェクタースポットライト	1台	690
アップライトピアノ(調律料は含まない。)	1台	1,100	その他マシナー式	1台	570
ピアノ用椅子(椅子のみ利用の場合)	1脚	100	ハイスタンド	1台	240
コントラバス用椅子	1脚	60	スタンド・ベーススタンド	1台	100
指揮者用譜面台	1台	100	カラーフィルター	1枚	490
譜面台	1台	60	移動調光卓	1台	1,100
譜面灯(手元明かりを含む。)	1灯	60	拡声装置(音響調整卓)	一式	3,300
せり上げ装置	一式	1,230	(ダイナミックマイクホ2本付)	1本	480
所作台	一式	5,600	ワイヤレスマイクホホン	1本	1,860
鳥屋	一式	1,100	コンデンサーマイクホホン	1本	1,230
松羽目	一式	3,740	(マイクスタンド付き。)	1本	1,760
竹羽目	一式	3,740	ステレオコンデンサーマイクホホン	1本	1,760
屏風	1双	1,860	吊りマイクホホン装置	一式	570
緋毛せん(大)	1枚	600	(マイクは含まない。)	一式	240
緋毛せん(小)	1枚	170	エアーモニターマイクホホン	一式	240
人形立	1本	40	補助ミキサー(補助調整卓)	1台	570
上敷	1枚	150	移動式拡声装置(マイクホ2本付き)	一式	1,860
地がすり	1枚	1,100	録音・再生機	1台	980
大太鼓	1台	600	跳返りスピーカー	1台	930
高座用座布団	1枚	160	マイクスタンド	1本	100
長座布団	1枚	100	D.I / トランス	1台	220
ドライアイスマシン(ドライアイスは含まない。)	1台	2,480	マルチケーブル	一式	320
スモークマシン	1台	2,480	35ミリ映写機(スクリーン等を含む。)	一式	7,480
紗幕・ジョーゼット幕	1枚	1,100	スクリーン	1枚	1,320
パレエマツト(120センチメートル)	1枚	460	簡易スクリーン	1枚	350
パレエマツト(90センチメートル)	1枚	390	DLPプロジェクター	1台	2,200
調光装置	一式	2,300	指示器(レーザーポインター)	1本	240
ポーターライト(準備等の場合は無料)	1列	1,540	持込電気器具	1キワット	220
スポットライト(1キワット)	1台	270	シャワー室	1室	570
スポットライト(500ワット)	1台	150	ホール	1時間	3,480
ローアホリゾンライト	一式	3,960	第一楽屋	1時間	320
アッパーホリゾンライト	一式	3,960	第二楽屋	1時間	320
天井反射板ダウンライト	一式	1,760	第三楽屋	1時間	320
ストリップライト(6尺)	1台	690	第四楽屋	1時間	320
			小ホール	1時間	560
			小会議室	1時間	320

- 備考
- (冷暖房設備の)最低利用限度時間は、1時間とし、1時間を超える利用時間は30分(30分未満の端数が生じたときは、これを30分として計算する。)を単位として算定する。
- (注) この表による利用料金(冷暖房設備に係るものを除く。)の額は、条例別表に規定する利用時間区分による午前、午後及び夜間ごとに算定するものとする。ただし、当該利用時間区分による利用時間内にショー等の公演が2回以上行われた場合は、当該回数をもって算定するものとする。